

事務連絡

令和3年5月27日

各 { 都道府県 }  
      { 市町村 } 衛生主管部（局） 御中  
      { 特別区 }

厚生労働省医政局経済課

（マスク等物資対策班）

厚生労働省健康局健康課予防接種室

「新型コロナウイルスワクチンの接種体制整備に係る医療用物資の配布について」  
の一部改正について

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に必要な PPE の無償配布については、令和3年2月10日付けの事務連絡「新型コロナウイルスワクチンの接種体制整備に係る医療用物資の配布について」で医療従事者向け優先接種分及び高齢者向け優先接種分の配布についてお知らせしたところです。

今般、基礎疾患を有する者等及びそれ以外の者への接種分の配布について追記し、別紙のとおり、令和3年2月10日付けの事務連絡「新型コロナウイルスワクチンの接種体制整備に係る医療用物資の配布について」を改正しました。

引き続き、各都道府県及び市町村におかれては、新型コロナウイルスワクチンの接種体制を円滑に整備することができるよう、ご協力をお願いいたします。

なお、前回事務連絡からの主な変更点を赤字で記載します。

**【問い合わせ先】**

（個人防護具の配布について）

照会先：マスク等物資対策班 配布担当

TEL：03-3595-3454

（その他体制整備全般について）

照会先：予防接種室

TEL：03-3595-3287

事務連絡

令和3年2月10日

令和3年5月27日改正

各 { 都道府県 }  
      { 市町村 } 衛生主管部（局） 御中  
      { 特別区 }

厚生労働省医政局経済課

（マスク等物資対策班）

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチンの接種体制整備に係る医療用物資の配布について

今年度から新型コロナウイルスのワクチン接種が開始されるため、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について」（令和2年10月23日付け事務連絡）において、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）が接種の実施体制の確保を行うこととされています。

接種の実施体制の確保には、必要な物品の確保も含まれますが、一部の個人防護具（以下「PPE」という。）に関しては、依然として十分な量の確保が困難な医療機関等も存在することから、PPEについて、下記のとおり配布を行うこととしましたので、お知らせします。

各都道府県及び市町村におかれては、新型コロナウイルスワクチンの接種体制を円滑に整備することができるよう、ご協力をお願いいたします。

**【問い合わせ先】**

（個人防護具の配布について）

照会先：マスク等物資対策班 配布担当

TEL：03-3595-3454

（その他体制整備全般について）

照会先：予防接種室

TEL：03-3595-3287

## 記

### 1. 配布する PPE について

- 筋肉注射のワクチン接種に当たっては、一般社団法人職業感染制御研究会のガイドライン<sup>1</sup>（以下「ガイドライン」という。）において、事務職員を含めた接種会場担当者はマスクの着用を、接種者及び薬液調整・充填等準備者は、手袋の装着が推奨されている。また、救急措置としてエアロゾル発生手技を行う可能性もあることから、N95 等マスク、アイプロテクション、長袖ガウン等を救急セットとして用意しておくことも推奨されている。
- 必要物品の確保については、基本的には、各都道府県及び市町村等において行うこととしているが、一部の PPE については、依然として十分な量の確保が困難な医療機関等も存在することから、今般、配布を希望する都道府県及び市町村に対して、ガイドラインの内容に基づき、必要な PPE（サージカルマスク、N95 等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋）の配布を実施することとした。
- また、各都道府県及び市町村における接種体制の整備に当たっては、ガイドラインの別添で示されている内容も踏まえられたい。
- なお、今回 PPE については、配布を行うが、その他の必要物品の確保に関しては、引き続き、各都道府県及び市町村等において進められたい。医療用物資を含め必要物品の確保に当たっては、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について」（令和 2 年 10 月 23 日付け健発 1023 第 3 号厚生労働省健康局長通知）等に基づき、ワクチン接種体制確保事業に要する経費について国庫補助を行うこととしており、適宜活用すること。

### 2. PPE の配布スキームについて

- **2 月**時点で、接種体制整備のスケジュールの目途が示されており、かつ、接種件数が一定程度見込まれる医療従事者向け優先接種及び高齢者向け優先接種に関して、**3 月頃**に配布を行う。

---

<sup>1</sup> 令和 3 年 2 月一般社団法人職業感染制御研究会「予防接種（筋肉注射）における個人護具の使い方初版」

([http://jrgoicp.umin.ac.jp/ppewg/im/ppeguide\\_imvaccine\\_v1.pdf](http://jrgoicp.umin.ac.jp/ppewg/im/ppeguide_imvaccine_v1.pdf))

- 医療従事者向け優先接種分及び高齢者向け優先接種分の PPE 配布については、別添 1 の考え方に基づいて、配布数を予め決定した上で行う。追加の補填配布を行う予定はないことから、配布予定数では不足が見込まれる自治体においては、都道府県備蓄も活用しながら、物資の確保を行うこと。なお、その際に、今までの国からの配布物資を使用することも可能である。
- 基礎疾患を有する者等及びそれ以外の者への接種に関しても、5月時点で接種体制整備のスケジュールの目途が示されていることから、6月頃にサージカルマスク及び非滅菌手袋の配布を行う。なお、N95等マスク、アイソレーションガウン及びフェイスシールドについては、医療従事者向け優先接種分及び高齢者向け優先接種分の PPE 配布時に、基礎疾患を有する者等以降への接種分も含めて配布済みである。
- 基礎疾患を有する者等及びそれ以外の者への接種分の PPE 配布については、別添 2 の考え方に基づいて、配布数をあらかじめ決定した上で行う。今後、住所地外接種の増加により物資の不足が生じた市町村から個別に希望があった場合には追加の補填配布を行うが、現時点で不足が見込まれる市町村においては、都道府県備蓄も活用しながら、物資の確保を行うこと。なお、その際に、今までの国からの配布物資を使用することも可能である。

#### (医療従事者向け優先接種分の配布について)

- 配布先は、接種会場の確保を行う都道府県とする。各都道府県は、各自で用意した物資に加え、配布された物資も必要に応じて用いながら、接種体制の整備を行われたい。なお、接種会場ごとの必要情報を国に送付する場合には、国から接種会場に直接 PPE を配布する。
- 都道府県は、別紙 1 を用いて、厚生労働省マスク等物資対策班 ([mask\\_ppe\\_ctr@mhlw.go.jp](mailto:mask_ppe_ctr@mhlw.go.jp)) 宛に、2月19日(金)までに物資の配布先情報等を報告する。
- 別紙 1 には、ガイドラインの内容等を踏まえて、厚生労働省において予め計算した各都道府県の配布予定数が表示されるようになっている。また、別紙 1 に、物資ごとの保管スペースの目安も記載しているので、必要な保管スペースが確保可能な配送先を選定すること。
- なお、上記の配布スキームは、国から配布先への PPE 配布に 8 日程度を要することを前提としており、国からの配送について、3月上旬の完了を念頭に

期限設定を行っている。

(高齢者向け優先接種分の配布について)

- 配布先は、接種会場ごとのワクチン分配量を決定する市町村とする。各市町村は、各自で用意した物資に加え、配布された物資も必要に応じて用いながら、接種体制の整備を行われたい。
- 都道府県は、別紙2を用いて、管内市町村の物資の配布希望の有無や配布先情報等を集約し、厚生労働省マスク等物資対策班 ([mask\\_ppe-ctr@mhlw.go.jp](mailto:mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp)) 宛に、3月5日(金)中に報告する。
- 別紙2には、ガイドラインの内容等を踏まえて、厚生労働省において予め計算した各市町村の配布予定数が表示されるようになっている。また、別紙2に、物資ごとの保管スペースの目安も記載しているので、管内市町村に対しては、配送先の選定に伴い、必要な保管スペースを確保させること。
- なお、上記の配布スキームは、国から市町村へのPPE配布に10日程度を要することを前提としており、3月下旬の配送完了を念頭に期限設定を行っている。

(基礎疾患を有する者等及びそれ以外の者への接種分の配布について)

- 配布先は、接種会場ごとのワクチン分配量を決定する市町村とする。各市町村は、各自で用意した物資に加え、配布された物資も必要に応じて用いながら、接種体制の整備を行われたい。
- 都道府県は、別紙3を用いて、管内市町村の物資の配布希望の有無や配布先情報等を集約し、厚生労働省マスク等物資対策班 ([mask\\_ppe-ctr@mhlw.go.jp](mailto:mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp)) 宛に、6月9日(水)中に報告する。
- 別紙3には、ガイドラインの内容等を踏まえて、厚生労働省においてあらかじめ計算した各市町村の配布予定数が表示されるようになっている。また、別紙3に、物資ごとの保管スペースの目安も記載しているので、管内市町村に対しては、配送先の選定に伴い、必要な保管スペースを確保させること。
- なお、上記の配布スキームは、国から市町村へのPPE配布に10日程度を要することを前提としており、6月下旬の配送完了を念頭に期限設定を行って

いる。

- 基礎疾患を有する者等及びそれ以外の者への接種分については、住所地外接種の増加に備える観点から、各市町村の夜間人口と昼間人口の多い方を基に配布数を決定している。ただし、市町村によっては、管内の住民の多くが住所地で接種し、かつ他市町村の住民の住所地外接種を多く受け入れた場合、被接種者数が昼間人口及び夜間人口を上回り、国から配布した物資だけでは不足する可能性がある。この場合、基本的には、都道府県備蓄も活用しながら、各市町村において物資の確保を行うこととなるが、物資の確保が難しい場合には、都道府県を通じて、市町村から補填配布希望を定期的に受け付けることとする。

都道府県は、管内市町村から住所地外接種の増加による物資の不足を理由とする補填配布希望があった場合には、別紙4を用いて、希望した市町村の在庫量や今後の接種見込み件数等について、定期的に設けられる期日までに、厚生労働省マスク等物資対策班（mask\_ppe-ctr@mhlw.go.jp）宛に報告する。補填配布量については、別添2の考え方に基づいて、在庫量と今後の接種見込み件数から自動的に決定する。別紙4に必要事項を記入すると、補填配布量が表示されるようになっているので、確認すること。

- なお、各市町村においては、ワクチン接種記録システム（VRS）から当該市町村住民の高齢者等が接種している件数の実績を確認することが可能であるため、補填配布を希望する場合には、接種件数の実績も踏まえた上で、今後の接種件数を見込むこと。

また、補填配布希望があった場合、在庫量や今後の接種見込み件数等について、国から都道府県及び市町村に対して詳細を聴取する点がある点、留意されたい。

### 3. その他

（国配布のPPEの配分について）

- 国配布のPPEを接種会場で使用する場合は、市町村職員が接種会場に赴く機会に併せて持ち込む等の対応をされたい。
- ただし、たとえば、人口が多い地域であって、接種会場が多数に登る場合などは、配送による物資配分が効率的な場合も想定される。国配布のPPEに係る自治体による配送等の費用については、令和2年7月31日事務連絡「医療

用物資の備蓄体制の強化について」における取扱と同様、国の財政措置の対象となる。